

「岩倉市マンション管理適正化推進計画（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市マンション管理適正化推進計画（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和5年3月

岩倉市建設部都市整備課

1 意見募集の概要

（1）意見の募集期間

令和5年2月20日（月）～令和5年3月22日（水）（31日間）

（2）意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

（3）閲覧場所

情報サロン、都市整備課、市ホームページ

（4）意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページ投稿フォーム

2 募集結果

（1）意見者数 2件（個人：2人）

（2）意見件数 2件

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市マンション管理適正化推進計画（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧表）

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの大きさによって修繕費用の算出には差がある。高齢者は修繕費用の積み立てが大きな負担となる。 ・市がノウハウやアドバイスをすることが必要。 ・工事施行者も市内業者にすることで地元への貢献にもつながる。 ・管理状況を把握するなら管理会社に対する調査も必要だが管理組合に対しての調査も必要。 ・マンションの販売時に関連会社の縁故販売等がある。その関連会社が修繕を請け負うことがコストアップとなり、大きな負担を強いられることとなる。 ・市として、この計画を運用していかに市民に貢献できるかが問題である。 ・管理会社と管理組合は別々に調査を行うべき。 ・管理組合員以外の居住者を集めて日頃のノウハウを集めると良い。 ・マンションを100年持たせるには安定した予防保全が不可欠である。 <p>区分所有者も高齢化で資金の捻出が困難となるので、市としても公助で補助するケースが出てくるのではないかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市はコンパクトな市で昼間人口を改善する必要があると思うので、この計画策定を好機としてとらえ、市として積極的に取り組んでほしい。 	<p>いただいた意見は、今後本計画の運用等への参考とさせていただきます。</p>
2	<p>今日まで分譲マンションの管理については、各マンションの管理組合にまかせられてきましたが、建物の高経年化と共に、区分所有者の高年齢化も著しくなっており、管理組合の合意形成は困難になることが予測さ</p>	<p>いただいた意見は、今後本計画の運用等への参考とさせていただきます。</p>

<p>れますので、公共団体としても管理状況について何らかの関与を強める必要があります。</p> <p>区分所有者に対する、固定資産税の賦課・徴収だけでなく、修繕計画策定費用・建替え・解体費用等総合的に支援・助成制度を確立していただきたい。</p>	
---	--